

新型インフルエンザ対策
行動マニュアル
[医療提供版]
(策定にあたっての考え方)

青 森 県
平成 23 年 8 月

マニュアル[医療提供版]作成方針

●マニュアルの構成

対策の大項目(情報提供体制、医療提供体制、サーベイランス・検査体制)について、発生段階ごとの対応を規定する。

●作成要領

対策として実施する内容を具体的に、かつ箇条書きを原則として記載する。

●対策の大項目ごとの対応の原則

県としての対応の原則は、次のとおり

情報提供体制

電話相談窓口による情報提供

電話相談窓口の役割等

海外発生、国内発生、県内発生（早期）

海外発生時に設置

県内発生（拡大期）

電話相談窓口

設置場所

県（対策本部）及び県民局（現地本部）

相談対応者

平時に、県及び県民局ごとに担当を割振

役割

患者等への指示等

患者等の振り分け

医療相談対応

予防法など相談内容に応じて回答

県（対策本部）

▲メールなど
●で報告

指定時刻までに集計（エクセル形式）
○相談内容別に集計した相談件数
○住民から寄せられた地域の状況、患者に関する情報（街角流行）
○患者等の振り分け状況（指導・非指導数など）

県民局（現地本部）

- ・本人の情報（渡航歴、症状、接触歴等）から判断して受診勧奨
- ・受診勧奨する場合、外来診療機関、連絡先、受診時間を知らせる。
- ・受診に当たって、マスクの着用等の指示

県（対策本部）

▲メールなど
●で報告

状況に応じて報告中止

指定時刻までに集計（エクセル形式）
○相談内容別に集計した相談件数
○住民から寄せられた地域の状況、患者に関する情報（街角流行）

県民局（現地本部）

- ・当日開業している外来診療機関の情報を提供
- ・受診に当たって、マスクの着用等の指導

外来等受入機関等の情報提供

平時での情報

県民

県広報誌、HP
などで提供

○季節性インフルエンザの予防法、
受診方法を提供
○新型インフルエンザ発生時には、
電話相談窓口（県・保健所）に連
絡し、その指示を受けてから受診す
る旨を周知し続ける

保健所

ポータル
サイト、
メールな
どで提供

○国、WHO（「疫
学週報」等）、米
国CDC（「有病
率・死亡率週
報」等）の情報
からインフルエ
ンザ関連情報を
提供

県

海外発生、国内発生、県内発生での情報

県民

毎日

TV（テロップ、データ
放送）、コミュニティF
M、新聞、HPなどで
提供

○当日朝から、開業する外来医療機
関、その受診時間帯、事前電話の要
非等を提供
○電話相談窓口に関する情報を提供

市町村(対策本部)

県(対策本部)

集計

消防機関

毎日

医療圏ごと外来
及び入院医療機
関情報を提供

エクセル様式
でメール

指定時刻までに、域内の
外来・入院医療機関の翌
日の診療情報を取りまと
め報告

県民局(現地本部)

集計

電話、
ファックス等

指定時刻までに翌日の
診療情報（開業・非開業、
受診時間帯、事前電話
の要非等）を連絡

医療機関

(外来・入院対応)

毎日

情報提供先
及び提供した
情報の内容を
還元

醫療提供體制

急な発熱と咳やのどの痛みなど呼吸器症状がある

必ず電話

【対策本部】
県民に対して、毎日、「受診の場合、電話相談窓口へ連絡し、その指示を受けてから受診する」ことを周知

電話相談窓口 (対策本部、現地本部)

- 本人の情報(渡航歴、症状、患者との接触歴等)から受診勧奨するか否かを判断
- 受診指導する場合、当該外来診療機関、連絡先、受診時間等を知らせ、移動の際は、マスク着用等し、公共交通機関を避け、自家用車等を利用することを指導

受診勧奨する

受診勧奨しない

自宅療養又は近医受診指導

【保健所】
備蓄分抗インフルエンザ薬を優先的に供給(予防内服用)

感染症指定医療機関等

【保健所】
○医療機関から患者発生届を受理
○患者に入院勧告

感染確認

感染否定

自宅療養又は近医受診指導

入院

国内発生、県内発生（早期）

～感染拡大防止をしつつ、大流行に備える～

急な発熱と咳やのどの痛みなど呼吸器症状がある

必ず電話

電話相談窓口 (対策本部、現地本部)

- 本人の情報(渡航歴、症状、患者との接触歴等)から受診勧奨するか否かを判断
- 受診指導する場合、当該外来診療機関、連絡先、受診時間等を知らせ、移動の際は、マスク着用等し、公共交通機関を避け、自家用車等を利用することを指導

【対策本部】
県民に対して、毎日、「受診の場合、電話相談窓口に連絡し、その指示を受けてから受診する」ことを周知

受診勧奨する

受診勧奨しない

自宅療養又は近医受診指導

外来診療機関

感染の疑いあり

感染の疑いなし

自宅療養又は近医受診指導

感染症指定医療機関等

原則

入院の必要性の判断

入院

【保健所】
備蓄分抗インフルエンザ薬を優先的に供給(予防内服用)

【保健所】
○医療機関から患者発生届を受理
○患者に入院勧告

県内発生(拡大期)

～入院措置は中止し、大流行に対応～

急な発熱と咳やのどの痛みなど呼吸器症状がある

【対策本部】
県民に対して、毎日、外
来の診療情報(開業する
機関、受診時間等)提供

直接受診

電話

電話相談窓口
(対策本部、現地本部)

- 当日の受診案内(開業している医療機関、開業時間、事前連絡の必要等)を行う
- 本人の情報(症状、基礎疾患等)から受診勧奨するか否かを判断

受診勧奨する

受診勧奨しない

自宅療養

原則、全ての医療機関(一部の医療機関を除く)

重症

入院の必要性の判断(トリアージ)

軽症

入院

自宅療養

【保健所】
患者等に対して、外
出自粛等の感染防
止の協力を要請

感染症指定医療機関等

入院受入医療機関

自宅療養可
能な場合退院

【保健所】
ワクチン配布まで備蓄分
抗インフルエンザ薬を優
先的に供給(予防内服用)

抗インフルエンザ薬(備蓄分)

目的

○国内発生～県内発生(早期)

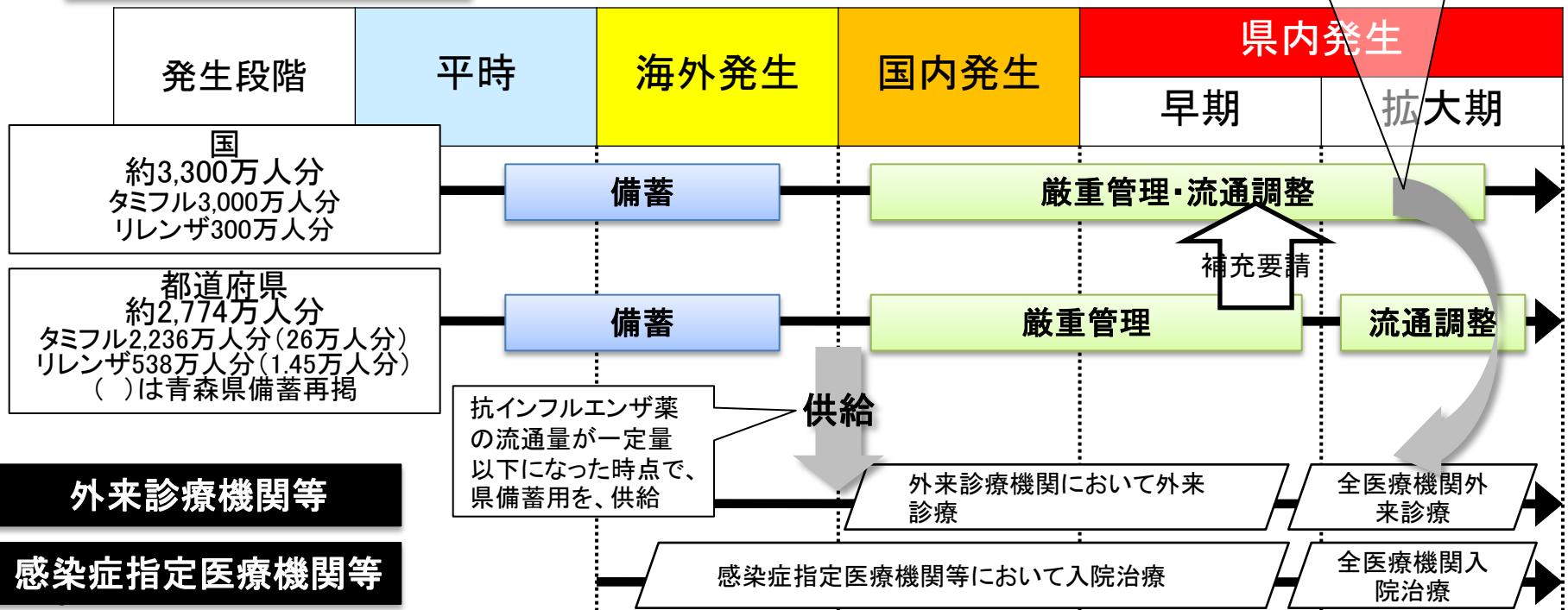
外来診療機関、感染症指定医療機関等に優先的に供給

○県内発生(拡大期)

新型インフルエンザ患者を診療する医療従事者に予防接種できるまで関係医療機関に供給継続。抗インフルエンザ薬の放出は、国の放出方法を基に、事前に検討した方法で実施する。

全国の流通量を把握しながら、抗インフルエンザ薬不足時に、政府備蓄用を、卸売販売業者を通じて、医療機関に配送

発生段階ごとの対応



パンデミックワクチン

○新型インフルエンザ発生時には、パンデミックワクチンの供給量は限定されており、医療従事者・救急隊員等に対して優先して接種することにより医療提供体制を維持する。その後は供給量を勘案しながら、新型インフルエンザの影響を受けやすい層や社会機能維持者等から順次接種していく。

○国は、公費で集団的な接種を行うことを基本としており、法的な位置付け（予防接種法上の臨時の予防接種）、実施主体、集団的接種の実施基準等の枠組みを策定することとしている。

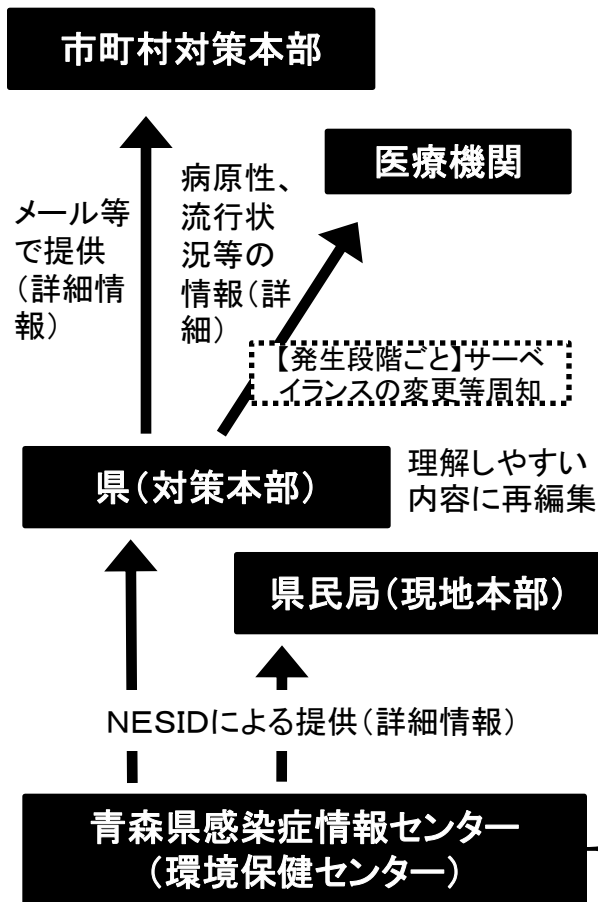
○県においては、国の示す枠組みに基づき、市町村に対して、地域医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等や、接種の場所、接種の周知・予約方法等、接種の具体的実施方法について策定していく。

サーベイランス・検査体制

サーベイランス・検査体制

サーベイランス、PCR検査等

情報収集・提供の流れ



実施するサーベイランス及びPCR検査

	海外発生	国内発生	県内発生		PCR検査
			早期	拡大期	
法に基づく患者の発生届出(集団例)					
クラスターサーベイランス	保健所は、医師、学校、施設等からの連絡に基づき、同一の集団(学校、施設等)における複数のインフルエンザ患者の発生を把握し、NESIDに入力				把握した複数の患者のうち一部の患者の検体を実施
インフルエンザ様疾患発生報告	保健所は、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校の臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)の状況、欠席者数を把握し、NESIDに入力				実施しない
ウイルスサーベイランス(定点)【外来患者】	病原体定点は、保健所に報告する全ての患者について検体を採取し、環境保健センターにおいてインフルエンザウイルスの確認検査				県が定めた検体数の上限数まで実施。それ以後一部
入院サーベイランス【入院患者】	保健所は、インフルエンザと診断された入院患者数と臨床情報の把握。患者数が多い時期は定点のみ患者数報告。NESIDに入力				全例実施。県内発生(拡大期)には中止。
インフルエンザサーベイランス(定点)【外来患者】	保健所は、定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数を把握し、NESIDに入力				実施しない
実施要領	青森県感染症発生動向調査実施要綱 青森県感染症対策マニュアル、青森県高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル				同左

積極的疫学調査

保健所が実施する積極的疫学調査の要領

項目	国内発生	県内発生(早期)
積極的疫学調査の対象患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・県外で発生した確定患者の接触者で県内に滞在する者 ・県外で発生したクラスター(集団発生)内の接触者で県内に滞在する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定患者(1例目) ・クラスター(集団発生)(1例目)
症例行動調査の実施	確定患者の発症日又はクラスターの発生前日からの接触者の行動について聞き取りを行う	接触者又は集団(学校・施設等)や同居者について聞き取りを行う
感染源調査の実施	実施しない	同左
濃厚接触者の状況確認及び追跡調査	発熱等の症状が出現した場合、保健所への連絡を要請	同左
濃厚接触者に対する指導	外出自粛等の感染症拡大防止行動の理解と協力を求める	同左
患者に対する対応	入院は重症者とし、軽症者は自宅療養。軽症者については外出自粛を原則とする。	同左
PCR検査	発症者等からの検体に対して実施し確定	同左
備考	対象患者等については、関係自治体から県に連絡がある	各医療圏において、確定患者の2例目又はクラスター(集団発生)の1例目が発生した時点で、 医療圏ごとに、それ以後の調査は中止
実施要領	青森県感染症対策マニュアル、青森県高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル	

平時での対応

対策を実施するための準備

医療提供体制に係る事項

■二次医療圏ごとの医療提供体制の構築

①「新型インフルエンザ対策地域協議会」において、次の事項を協議し定め、「〇〇地域医療提供体制シート」(別途作成)に明記する。

地域協議会において、同シートに明記した内容を毎年1回以上確認し、その都度確実に更新する。

- ・(発生段階ごとに)外来診療する医療機関(海外発生を除く。)
- ・(発生段階ごとに)入院治療する医療機関(感染症指定医療機関・入院協力医療機関を除く。)
- ・人口透析、産科、精神科、救急医療、障害児医療の対象となる患者を主として診療する医療機関
- ・電話相談窓口での患者等の受診誘導策
- ・外来診療情報(当日開業の医療機関名、連絡先、受診時間等)の公表

②医療機関相互の応援体制(支援する医師の確保等)

③患者の搬送の手順等

■二次医療圏における医療提供について支援が必要な場合、本庁が当該医療圏と他の医療圏との調整をする。

情報提供体制(電話相談窓口)に係る事項

■電話相談窓口の設置・運営

①(発生段階ごとに)設置する専用回線数、対応者、必要人員とシフト、対応時間等を定める。

②(発生段階ごとに)受診指導応答、一般の医療相談応答、電話相談録取、毎日実績報告内容と報告方法を定める。

■診療情報の提供

①報告専用回線設置、医療機関からの診療情報の報告方法を定める。

②外来情報の提供手順を協議し決定する。

サーベイランス・検査体制に係る事項

①サーベイランス、PCR検査、積極的疫学調査は、感染症マニュアル、高病原性鳥インフルエンザマニュアルを活用し実施する。

②在日米軍内との連絡調整について、三沢基地の関係者と本庁が対応方針を整理し、地域協議会において協議し決定する。